

# 大谷學報

第八十一卷 第三号

平成十四年九月三十日発行

---

|   |
|---|
| 偽りの悔悟―『罪と罰』について―……………鈴木幹雄 (1)             |
| 清沢満之における「自力」の<br>表現について……………田村晃徳 (16)     |
| 鳩磨羅什の『法華経』観……………采翠 晃 (28)                 |
| 二〇〇一年度春季公開講演会講演要旨…………… (49)               |
| 彙報…………… (74)                              |
| 学位論文審査要旨…………… (13)                        |
| 三重県上野市近傍の木津川断層に沿う<br>重力異常の分布……………西田潤一 (1) |

---

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第八十一卷 第一号

唯識思想はなぜ「ことば」を  
重視するか……………小谷信千代

平成十二年度

修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧

彙報

学位論文審査要旨

「経験と思考」を通しての教育実践……崎野 隆  
——アントレプレナーシップ育成を目指す教育——

大谷学報 第八十一卷 第二号

永観の念仏観……………ロバート・F・ローズ  
——法身同体の思想を中心として——

『教行信証』に見る自然の思想……………山田恵文  
——「自」の読みを通して——

彙報

学位論文審査要旨

同時的方向づけシステムの  
理論の再検討……………蜂屋良彦

# THE OTANI GAKUHO

( THE JOURNAL OF  
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES )

## CONTENTS

### Article :

On the Distribution of Gravity Anomaly along Kizugawa  
Fault around Ueno City, Mie Prefecture ..... *NISHIDA Jun-ichi* ( 1 )

---

Examination Report of Theses Presented  
for the Degree of Doctor of Literature ..... ( 13 )

---

Unraveling the Sicán Culture of the Ancient Andes ..... *SHIMADA Izumi* ( 49 )  
—The Nature of Its Elite and Religion—

### Articles :

How does Kumārajīva's View  
of the *Lotus Sūtra* ..... *WAKEMI Akira* ( 28 )

On the Expression "*Jiriki*" in Kiyozawa's Thought ..... *TAMURA Akinori* ( 16 )

Raskolnikov's False Penitence ..... *SUZUKI Mikio* ( 1 )  
—An Essay on Dostoyevsky's *Crime and Punishment*—

### Miscellaneous :

---

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY  
OTANI UNIVERSITY  
KYOTO, JAPAN

## 大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学・国際文化学、その他の学術研究と発表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

- 一、季刊「大谷学報」の発行
- 二、「大谷大学研究年報」の発行
- 三、研究会及び公開講演会の開催
- 四、その他必要なる事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。  
2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

- 一、会長
- 二、委員
- 三、監事

第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。

2、監事は本会の会計を監査する。

第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第一〇条 会員の会費は年額金四千元とする。但し、学生会員は貳千円とする。

第一一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。  
2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第二二条 本会の事務は、学務課の所管とする。

第二三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する

3、平成五年四月一日一部改正  
〈大谷学会委員〉

浅見直一郎 須藤 訓任  
高井 康弘 番場 寛  
藤嶽 明信 藤本 芳則  
村井 英雄 村松 法文  
R・F・ローズ

平成十四年九月三十日発行

編集兼 大谷学会

発行者 延 塚 知道

発行所 大谷学会

〒203-8433 京都市北区小山上総町  
大谷大学内

電話 (〇七五) 四二一八一五八〇  
振替 〇一〇四〇七一八三九三番

印刷者 西村七兵衛